

議 會 録

会議の名称	第 17 回枚方市自立支援協議会 全体会
開催日時	令和 6 年 12 月 25 日 (水) 14 時 00 分から 15 時 50 分まで
開催場所	枚方市役所別館 4 階 第 2 委員会室
出席者	長尾 祥司 日野 裕 河野 和永 西川 滋人 山中 いずみ 三田 優子 安田 雄太郎 中川 敬介 亀谷 明美 中岡 将基 内田 拓洋 桐山 広子 山本 雅英 服部 孝次 説明員：パーソナルサポートひらかた 谷口氏（相談支援センター職員）
欠席者	辻 史生
案件名	1 地域生活支援拠点等の整備について 2 7 相談支援センター相談実績報告 3 枚方市自立支援協議会幹事会及び各部会よりの活動報告 4 その他
提出された資料等の 名称	資料 1－1 地域生活支援拠点等の整備について 資料 1－2 厚労省資料：地域生活支援拠点等事業の整備について 資料 1－3 地域生活支援拠点等の整備促進について（イメージ） 資料 2 令和 5 年度 7 相談支援センター事業報告 資料 3 幹事会活動報告 資料 4 相談支援部会活動報告 資料 5 地域移行部会活動報告 資料 6 精神障害者地域生活支援部会活動報告 資料 7 就労支援部会活動報告 参考資料 1 枚方市自立支援協議会設置要綱 参考資料 2 第 9 期枚方市自立支援協議会委員名簿 当日資料 精神障害者通所交通費補助事業の見直しについて
審議事項	各委員より、地域生活支援拠点等の整備、相談支援センターの事業 実績及び自立支援協議会各部会の活動についての報告をし、意見交換 を行った。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公開
傍聴者の数	1
所管部署 (事務局)	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

審 議 内 容	
座長	開催時間には1,2分早いですけど、全員お揃いなので始めさせていただきます。 初めに障害企画課の事務局からご報告をお願いします。
事務局	それでは初めに事務局を代表して福祉事務所次長から挨拶させていただきます。 《次長挨拶》
事務局	引き続き事務局から報告させていただきます。当協議会におきましては、前回会議から委員の改選はありませんでしたので、各委員の一人ずつのご紹介については、今回控えさせていただきますと思います。後ほど資料の確認でもご説明させていただきますが、本日の資料には協議会の委員名簿、またお手元の座席表にてご確認いただきますよう、よろしくお願いします。 なお本日の協議会の出席状況といたしましては、本協議会委員15名中、出席者は14名となっております。続きまして事務局職員の紹介ですが、こちらの方もお手元の配席図に職員の氏名等々書いておりますので、そちらでご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。 続きまして本日の資料の方について確認させていただきます。その他ですけれども、お手元に参考としまして障害者福祉計画等の冊子につきましても、一部ご用意させていただきます。 続きまして次第に従い本日の案件を説明させていただきます。まず案件1「地域生活支援拠点等の整備について」、案件2「7相談支援センター相談実績報告」、案件3「枚方市自立支援協議会幹事会および各部会よりの活動報告」、案件4「その他」以上、4つの案件としております。 それでは以降の進行につきましては座長にお願いしたいと思います。座長よろしく願いいたします。
座長	では、案件に入る前に、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。
事務局	本日の協議会においては傍聴希望の方が1名おられます。本日の案件について傍聴許可を委員の皆様にお諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。ありがとうございます。
座長	それでは許可したいと思います。では、案件に入りたいと思います。1番の地域生活支援拠点等の整備についてということで、事務局からまず説明をお願いします。
事務局	案件1の地域生活支援拠点等の整備について、説明いたします。 《資料1-3説明》
座長	ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問やご意見はあり

A 委員	ますでしょうか。本件については枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会における障害福祉政策意見交換会、いわゆる「ワーキンググループ会議」にて議論されているところです。今日はそのワーキンググループメンバーであるA委員から報告もいただけたらと思います。 よろしくお願いします。案件に関連すること、地域生活支援拠点等事業、この事業は国が定める体制作りをなささいということで、資料 1-2 には、国はこういう内容で考えていますということが出されています。先ほどの事務局からの説明で、資料 1-3 のとおり相談、地域の体制作り、緊急時の受け入れ対応、専門的人材の確保養成、体験の機会・場ということで、5つの要件を備えなさいということ国が示しているということです。 この整備に関しては、面的整備型として、いろんな機関と機能を繋ぐことによって整備する方法と、一つの施設などを作ってそこに機能集約させるという、面的と多機能拠点整備型と2つ整備しなさいという類型が示されています。枚方市ではこの間の議論の中で、どこで議論したかということ、自立支援協議会なり障害福祉専門分科会の中の議論の中では、面的整備型、いろんな機能を繋ぐことによって整備をしようということで整備を目指してきています。 この5つの要件、また後で詳しく話をしますが、中でも一番整備に関して議論を要しているのが、一つは先ほど出てきた緊急時の受け入れ対応、これはショートステイ等々のいわゆる協定を結ぶことによって利用を繋いでいこうということで、今後その協定を広げていく必要もあり、それはショートステイだけでなく居宅介護等、日中系を含めて全て対象になっていくとは考えていることがひとつ。これが一定の形を出し始めたということと、一番議論の時間を要しているのは、体験の機会・場について議論をしていて今日、この場で議論の中身をお示しするのは、今こういう議論を進めますよ、ということとを少し意見交換して、最終的に障害福祉専門分科会に意見集約をして、そして行政提案していこうということで流れを作っているところです。今日その場で議論の中身をご説明するということと、意見交換できればなと思っております。 私の方からも資料の 1-1 について補足説明すると、地域生活支援拠点等とは何かというと、厚生労働省のホームページからとってきた文章なんです。「障害者の重度化・高齢化や、親亡き後を見据え、居住支援のための機能、相談、体験の場、緊急時の受け入れ対応、専門性を持った地域の体制作りを、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体するサービス提供体制を構築する」ということになっています。それから障害福祉計画第4次改訂版からは、「相談、一人暮らしやグループホームなどの体験の機会、緊急時の受け入れや対応等、地域生活支援拠点の早急な整備に向けて、コーディネーターを配置するなど機能の充実に努めます」ということになっています。 大きくまとめると、わかりやすくちょっと分類したんですけど、親元からの自立生活や施設・病院からの地域移行を進めるための、地域の社会資源の連携強化や体制整備を求められていると。また医療的ケアを要するような重度障害者・児への支援は、医療を含む多様な専門性を含めた連携体制が求められる。
------	---

	2番、障害当事者の介護を担っている者、特に親御さんですけど、高齢化や疾病等による理由で介護ができない状態になったとき、即座に対応できる仕組みと連携体制が求められています。しかしながらこういった事例に関しては、緊急時になる以前に支援の関わりが求められるべきでしょうし、その仕組みを考えなければ、親亡き後の議論に見られがちな半ば対策的な高齢者専用住宅や、入所施設等、脱施設の思考に反した流れを作ってしまうことが懸念されます。 3番目、幼児期から学齢期、成人と系統だった支援体制の構築を求められること。その支援体制にはともに学ぶや地域の生活等基本的な原理に基づいたものであるべきだと考えます。4番目、福祉に携わる人材育成の必要性。地域では慢性的な担い手不足が生じていること。障害者の地域生活を支える人材は処遇に関わる課題は大事ではあるが、教育や地域に対し積極的な取り組みを行い障害者支援の関心度を高めることが求められる。集約するとういう内容かなと整理をしています。 先ほど先生が言っていたワーキング会議については、障害専門部会の中で提案した、いわゆる計画の進捗等こういった課題に対する議論する場を別途作ろうということで令和4年の8月の専門部会で提案されたもので、一応行政内部でも議論が行われて、そのワーキングをその専門部会の外部連携組織として位置づけることとなり、今年の6月に第1回を開催し、今まで5回行っています。その構成については、障害支援課長・障害企画課長2人と、それから自立支援協議会の幹事会から2人、そして知的と身体の方の前の地域移行等の取り組みを担っている人2人ということで、計8名で構成しています。 これまで議論してきたこととしては、拠点事業の概要があるんですけど、まずこの計画の中の地域移行ということをもう少し分析しようということで、これ資料がないんですけど、例えば令和4年の障害福祉計画7期の地域移行者数は11名となっていて、地域の入所者の削減数は6ということで、内訳を見ると、地域移行の3名はいずれも「自立訓練」といって一定期限の決まっている施設からの家庭復帰が含まれていることが判明し、あと施設退所は8名いて高齢者施設および亡くなっている方も含まれているということで、「ここで示されるような地域移行の数とはちょっとやっぱり内容が違うのでは」という指摘もあって、地域移行とは一体何かを定義化するかということ、やはり入所施設に行きたくない人は当然行かないことになる地域作りをするということ、それから自分で望んでない施設入所した方を地域に戻すということ、こういったことが求められる内容だろうということで、期限が決まっているとか、亡くなった、違う施設へ行ったということ、移行ということでは少し何か違うのではということで、今回の拠点事業の議論を進めていこうということでやってきました。 資料の1-1に戻っていただいて、②番・国が示している主な要件に基づく提案ということで、これ1番から5番までまとめているんですけど、多分議論の中心は2番になるので説明しながらいきますけど、1. 相談 既存の相談支援機関体制および各関係相談支援機関ネットワークをつくることということについては、相談支援ネットワークを構築しようということです。今いろんな福祉相談というのは重層的相談という形で、高齢・障害・子供と非常に多岐にわたることから、多種の機関の連携が必要ではないかということで、
--	---

	最近よく合同で会議したり、研修会に呼ばれたりという機会が増えているところでした、よりこういった機能を充実していかないといけないということが一つ求められること。知的ネット、包括支援センター、引きこもり機関、生活困窮関連機関等々、枚方市にある相談支援機関の連携と情報共有を行う場を、行政としてしっかり作るということをここで求めることになるということです。 2番の議論が一番、多分枚方市を含めていろんな市で議論されてなかなかちゃんと形になっていないということで、これに時間を要している、体験の機会・場とについては、精神に関しては精神病院からの地域移行の事業として、「居室体験事業」というグループホームの一室を使うという事業が始まっているので、それ以外の障害の方のこういった一人暮らしを体験する場の設定というようなイメージかと考えております。自立体験室の設置の地域移行ということで、施設、病院、親元からのいわゆる地域移行の促進ということが基本だということ、目的は自立体験室、バリアフリータイプの教室を確保して、地域移行希望者に対して一定期間居室を提供し、地域移行、自立生活の促進を図ることが目的です。 利用の手順ということで、まず利用の対象者をどう考えるかということも議論しました。施設、病院から地域生活を希望する者、親元やグループホームから単身生活を希望する者、単身生活のサービス利用の体験を希望する者等を対象とするとしています。体験を利用する場合の支援機関の考え方ということで、国は「その地域移行コーディネーターの配置を行いなさい」ということを一応示しているんですけど、そういう専任のコーディネーターを配置せずに、兼任で置くという議論もありました。この体験を利用する場合の支援機関の考え方の一つは、委託とか指定の相談支援事業所がまず一つ、それから障害福祉サービス事業所、居宅、重度訪問介護、グループホーム、日中系事業所それぞれがサービス提供したいという人がいれば、それを主に支援している人が誰でも支援者になれるということ。一定の費用が当然支払われるわけですけど、そういった形で支援者を固定しないということも一つの提案としてありました。支援関係がなく個人からの利用を申し出があった場合、指定もしくは委託支援センターに対して支援機関としての対応を求め、いずれかのセンターが支援に入るということを原則とするものです。障害福祉事業所からの利用申し出があった場合、支援機関としてサービス計画の策定や実際の支援を行う。支援は複数の事業所等で対応することもあり、ということで、例えば日中系に行っておられるところの人から、そういう希望が出てきたら、その事業所の担当者の方が計画を立てたり調整をしてもらうということで、一番身近な人に携わってもらおうという提案です。 利用支援内容ということで、自立体験室の利用を希望する場合、支援機関の対応が必要という、さっきの話ですね。利用当事者と支援機関がアセスメント会議を開催し、自立体験室の利用に関する支援計画、自立生活プログラム(仮称)を作成する、こういう計画でサービス提供しますということを立ててみようということです。作成したケアプランに基づき実際の福祉サービス、居宅、移動支援、生活介護等を体験利用する。体験のアセスメント会議を実施しその後の支援方針を協議するというので、これが一連の流れかと想定しています。 事業費の考え方ということで、どこに費用が生じるか、一つはコーディネ
--	---

	ート費、指定相談支援事業所による支援の場合、地域移行、地域定着、自立生活援助等の既存のサービスを活用するということ、それから相談支援事業所以外の福祉サービス事業所の支援の場合、地域移行支援費として支援機関等に応じて事業費を支払う、いわゆるサービス等利用計画のような費用体系を作って、それと同等の費用を支払うという内容でどうかということ。サービス費に関しては個別計画によって作成されたサービスに関しては、個別給付として支給決定し、事業所との契約をもとにサービス提供を行う。その体験中に受けたサービスを、できたらパッケージして障害者に持っていくという形の体験ができるような計画を作って、それぞれのサービス事業所が行うということを提案しています。 ただ、入院中や施設入所、グループホーム利用者の場合、ホームヘルプ等の支給決定ができないので、利用期間、利用内容を定めた上で、全額自立体験プログラム費としてサービス費を支払う、これは公費でそういう事業費を作って同等の額を支払うということでサービスを提供する。サービスをパッケージ化するという事は、入所中であっても居宅の場合であっても同等に取り扱おうということです。 自立生活体験室の運営ということで、自立体験室事業というのを事業化し、委託支援センターに事業委託を行う、自立体験プログラム事業、自立体験室の利用を月1人の想定として、年間12名利用という想定です。さっき地域移行者11名で書いていましたけど、大体月1人ぐらい出てきたら年間12人かなと、アセスメントを挟むと、やっぱり一つの体験に1ヶ月ぐらい要するかなということで、大体12名相当かなという予想です。 これが今ワーキング会議の場で議論されてきていて、これは協議会の幹事会で議論してワーキングに提案して、そして今日全体会に提案して、そして次の専門分科会に行政提案とするという流れで今議論を進めています。 あとは③、④、⑤号は緊急時の受け入れということで、既存のグループホームのショートステイ、また体験の利用の活用ということで、これはさっき言った協定が短期入所事業所10ヶ所と結ばれているということで、整備されたということ。これもいろいろバージョンアップしていかないといけないことではあるんですけど現状はそういう形ということ。専門的人材の育成ということで医療的ケアが必要な者や高度障害を有する者、高齢化に伴う重度化した障害者に対して専門的に対応できる人材の養成を行う機能ということで、これは相談支援機関の報告の中でいろんな底上げの取り組みをやっているということが当たるのかなと思っています。 あと地域の体制作りということで、基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や専門的に対応できる人材確保を行う機能。これは一番初めに言ったいろんな機関との連携をちゃんと作ろうということで、多分現場ではいろんな連携ができていて、始まっているんですけど、具体的な連携機能が要るのではないかとということで、これは今後形を少し具体化していきたいなと考えています。 以上で自立支援協議会、幹事会、ワーキング等々の議論を、今拠点事業に関してはこういう内容で提案が進んでいて、これに対して今日意見をいただいた上で、もう一度ワーキングで議論の上、専門分科会に提案して行政提案するという事で今議論が進んでいるところです。大阪府内ではこの拠点事
--	---

	業の整備について、本市は後発ではありますが、一番早い市町村等で、おそらく5年ぐらい前に整備が終わってるところでも、ひとまず整備はしたがやっぱりもう一遍考え直さないといけないという議論も多く行われてるようです。そういったことなど、色々と意見を聞きながらこの提案に至ったということで、今日もしよければご意見いただいて、これから提案をしていきたいなと思っております。以上です。
座長	ありがとうございます。ちょっと確認なんですけど、資料1-1、裏面の③④⑤は、1-3の資料のまんまですね。つまり提案されてる内容がどこからどこまでかというのをちょっと確認したいんですけど
A委員	(2)の②とっていただいたら。
座長	じゃあ下の(2)って国が示したってところの後の②ですか。表面の資料の下辺りから、裏面のところの事業費の考え方は違うのですか。
A委員	(2)の②中<利用の手順>の部分です。
座長	「③緊急時の受入れ・対応→既存GHのショート又は体験の場活用」の上までが一応今議論されていることを踏まえて、一応皆さんにお諮りしたいということのようです。
A委員	主として議論しているだけなのでこれだけじゃなくても当然大丈夫なんですけど、主に今まで議論がなされてきながらも、なかなか形にならなかったのは(2)の②なので、この体験の場ということでいろんな方の地域移行というか、地域生活を定着させるような体験の場というものを作ろうという提案で、あとは既存のものを組み合わせながら全体像を整備しようということで、整理しながら三つぐらいの資料をくっつけて作ってきたので、わかりにくくすいません。一番今日ご意見を伺いたいものは(2)の②の部分の、その中のこの4つの中身、そのことが今一応議論の最終提案として何か行政提案しようという内容です。
座長	質問いろいろあると思うんでお願いします。
B委員	先ほどお話があった、体験事業に関して確認ですけれども、専任のコーディネーターみたいなものの配置を行わない、例えば障害福祉サービスを利用する際のプロセスのお話をされてたんですが、そのお話は特段新しいことではなくて、今まで障害福祉サービスの事業所に新規で利用申し込みがあった際に行っているプロセスと同等なのかなと。そのプロセスをすることによって、例えばこのサービス費っていうものが発生してきて、それを体験の機会の場として提供しているっていう、簡単に言うとそういう内容でよろしいですか。
A委員	はい

B委員	ありがとうございます。でしたらその前提でなんですけども、そうなった場合に、やはり今までやっていることをどう評価するっていうのと、これから新しいニーズが増えてくるということはまた別問題だと思うんですね。となってきたときに、例えば色々な障害者福祉サービスの事業所でニーズを満たすぐらいの枠があるか、例えば生活介護でしたら、この前の福祉計画を見たらかなり充足されているけれども、共同生活援助のものだったらまだ満たしていないっていう、今までのプロセスでよしとして終わるのか。足りないところをどういうふうに整備していくのかっていう視点も大切だと思うので、その点本当に事業者任せなのか、市として何か介入するのかっていうところが、気になるところでございますので教えていただきたいです。
事務局	事務局からお答えをさせていただきます。体験の機会の場の自立計画の作成等についての支給決定と同様のプロセスかというお話だったかと思うのですが、居室そのものについては自立支援の給付とまた別個の体系のものとして置くことになると思います。そちらについて、居室を利用することと居室を利用してどのようなサービスを入れるかというようなことをひとまとめにして、支援の形を考えてもらうという事になるかということで、フォーマルなサービスだけではないかと思います。あと、居室の設定については一定行政の方が関与しまして、どちらかの相談支援センターに管理をお願いするという形になろうかと、現在想定をしております。
D委員	B委員へ質問なんですけども、いわゆる正規のコーディネーターは置かないという形であくまで提案という形。国レベルにおいては、多く今は必至ではないけどもかなり望ましいという形で市町村は言われている。この状況は間違いないことになっています。いわゆるその方に関わってる身近な日中活動系事業所でもいいですし、訪問介護事業所でもいいし、相談事業所でもいいんですけども、その方がコーディネーター的な役割になって、基本はフォーマルなサービスを使っていただくという形で給付費の方で対応していく形の方を今考えているところでございます。 あと委員が言われたのは、おそらく以前は通所系施設が少なくて枚方市民で新しく支援学校を出た方がサービスを使った際に日額 700 円の、補助金を事業所に出していたが、日中活動系サービスが一定充足してきた中で、その制度については廃止をしました。グループホームについては市としても充足できてはいないと考えているのでいろんな制度の変遷を経て、現在は平日の日中夜間に支援を行ってケアしていただく場合については日額 5000 円という形の補助制度になっています。その時々を見てトレンドを読む中でどのような制度を実施すれば、市民の障害者の方が地域生活していくことができるかという形では考えているので、恒久的に継続するとは言えないんですけども、その時々を見て考えていくことになると思います。
座長	ありがとうございます。他に質問、ご意見いかがでしょうか。
E委員	2の④のサービス費の件で、入院中の施設入所の当事者の場合、ホームヘルプの使用決定ができないということで全額自立体験プログラム費って、これ公費ってことなんで、事業者負担は発生しないってことなんですかね。

A委員	提案段階では多分今の給付を受けております。本人の課税状態、それと同じ判断になるかなと思うんですけど、まだ提案段階なんで、むしろこうあるべきだという提案していただくと逆にいいのかなと思うんです。今と同じような体制であるべきかとか、一定の負担を求めるべきかとか、逆にそういう提案をしていただいても全然大丈夫なので。基本的には同等と僕は思ってたので提案段階では、当然負担のあり方、負担のない状態であるべきだしということでは、整理はしてるつもりです。これに対して何らかの費用を徴収するということはないという提案ではあります。
座長	他にいかがでしょうか。
C委員	今議論になっている自立体験室についての提案が大きく2つありまして、これは社会福祉審議会障害福祉専門分科会の外部連携機関であるワーキンググループ会議の第5回目でも提案させていただいた内容です。この自立体験室について枚方市障害福祉サービス事業者連絡会の役員会でも議論しましたが、役員が所属する社会福祉法人では、グループホームを体験したいという問い合わせが2ヶ月に1人ぐらいはあるみたいですが、実際介護を担う人がいないということで、全て断らざるを得ない状況と聞いております。他の事業所においても、介護員の余力はあまりないだろうと考えられますので、例えば1週間ないし2週間、一定の介護がいる重度の方の体験をさせるためには、支援する事業所の介護力を担う役割を持つ方がいるということで、体験室専属の介護員を確保できないかという提案です。 先ほど提案があった相談業務と同時に、直接介護を担う人材、同性介護の観点から最低でも男女1名ずつを確保できないかということです。このワーキンググループ会議でも、新規の当事者、利用者、重度の方にぶっつけ本番で対応となると、相当の介護力があるだろうということではなかなか難しいので、その人材を確保する必要があると考えます。なかなかこの条件ではスタートできないのではという意見もあって、それも一理ありますが、ただ大阪府内や全国こういう自立体験室を見ていると、介護的な部分を何らかの形で行政が補助していくという取り組みはあまり見られないので、ぜひ全国に先駆けて枚方市がやっていけないか。これができないとスタートできないということではないですが、ただ逆に延々の課題になってしまわないようにこれを見据えて、予算措置、人材確保を含めて、考えていただけないかというのが提案の1点目です。 2点目に関しては以前から自立支援協議会や障害福祉専門分科会でも提案させていただいてるのですが、「事業所の登録制について」ということで自立体験室を利用する当事者を支援する訪問系サービス、グループホーム事業所、日中活動系事業所の登録制の提案です。登録している事業所から優先的にこの自立体験室を利用してもらい、当事者への支援依頼を行うことで、事業所による利用者の確保にも繋がり、地域移行や地域生活支援を担う事業所の活性化に繋がるのではないかと思います。また、地域移行、地域生活支援を枚方市全体でやっていくという意識を、事業者間で高めていくためにも、この登録制が必要ではないかということです。確認なんですけど1点目が専属の介護員確保と、2点目が登録制ということで提案させていただきたいと思います。以上です。

座長	今提案ですので、誰かが答えとかじゃなくて、ここにいらっしゃるメンバーの方でワーキングに参加している方とそうでない方もいるので、今の意見でもいいんじゃないかとか、何かここは気になるとか、ご意見いただけますか。
F 委員	人材確保がないと厳しい事業かなと感じるんですけど、今世話人研修とかヘルパー研修などいろいろ実施されているんですけど、なかなか人材確保につながっていないのかなというところで、そこは市の事業とするからには、どういうふうに確保していこうというような話ってワーキンググループではあるんですか。
事務局	ありがとうございます。人材確保の具体のところまでの議論はまだでして、どのようにしていくかの意見を頂いて、先ほど話がありましたように、2月の分科会にて、一定まとめた上で報告しようと思っておりますが、今仰った人材確保をどうしていくかという具体のところまでは踏み込めていないという実情です。最終めざすべきところと、まずスタートをこう切ろうということとは一定住み分けて進めていく必要があるかと感じております。進めていくには何を固めていくのか、将来的に目指すべきはどういうところなのかと言う事を含め、今後議論していきたいと思っております。
F 委員	現状想定では、契約は支援センターとするような、「支援センターに業務委託」と書いてあるんですけど、人材についてはそのセンターが用意する想定なんですかね。
A 委員	全体の構想の話なので、実現するかと言うのは別にして、委託に関しては体験室の運営そのものを管理するという位置づけをしているので、当然支援センターがそこでコーディネートを行うならば、支援センターが個別計画を作るなどになると思います。他の日中系の生活介護、グループホームに入っている人が自立したいというときに、当方がよく知っているからコーディネートしますとなればその事業所が実施し、それに対して費用を支払うという形で、一応身近な人にやってもらう。当然協力はしないといけないことではあります。 確かにヘルパーなど社会資源を探すということに苦勞する時期ではあるんですけど、そういった調整業務を支援センターと一緒にやっということです。事前調整もなく来て、当時者をよくわかってないのに組むというのは大変な時間がかかるので、身近な人に支援に入ってもらうということもできますよという形なので、多様な人に入ってもらう。それこそ相談支援事業所が、そういったこれからやりたい人に関われるかと言ったら、多分委託でないと難しい。むしろ近くの事業所が入る、なおかつ支援センターも入ってもらうということで二重・三重になればいいと思っているんですけど。 人材育成に関してはどこでもご指摘されるんですが、ガイドヘルパー研修を年2回程度やっていて、できるだけ地域の人に増えてもらおうとやっているんですけど、意欲的に受けたいというのは定員50名の中でも数人ぐらい、ほとんどの方が資格を持っていて、資格をさらに増やしたいという方が多いので、それもやる気のある方だと思っはいるけど、広がり弱いなと思っ

	ています。それはおそらく障害者福祉サービスだけじゃなくて、いろんな機関の福祉系の従事者が確保できていない状況。ケアマネの人材不足も指摘されているけど、これは市ぐるみでどうしていくかを議論されないといけないことでしょうし、単に養成研修を2回から3回にするということで済むことではないので、入り口をどう作るかということと、その入り口を選択するために地域の支援体制、教育も含めた枠組みづくりを含めた議論がなされないといけないかなと。この場だけで議論されるのは少し厳しいところもあるので、今の現場と一緒に寄せ集めのつぎはぎにはなると思うんですけど、でもその形が体験されて発見して地域に持っていける、これが一番の強みだと個人的には思っていますので、そう見て頂ければと思います。
D委員	色々と議論があって、それぞれの思いが交錯しているようなところがあるかと思うんですけど、私が今までの話を担当者から聞いているのは、コーディネーターの方がサービス調整も含めて一定は手掛けていただけると聞いていたんです。コーディネーターの方がある人をよく知っているからその人にはこういったサービスが必要と判断の上、その事業所が請け負って、こういう形のケアプラン作って、そして支援センター・市の職員も入る形での合議体のケアプランの中で決定して、そのサービスを使っていただけるというイメージでいましたので、コーディネーターがその人に地域の体験をさせてくださいという単なる推薦人じゃなくて、その方のケアプランなり、事業所の契約なども含めて関与していただけたらと思っていたので、本市は直営部門を持っていないので、市でホームヘルパーを用意するのは難しい状況です。そういう形態を想定していたので、制度を提案された時にあまりに関係者が広がりすぎても困るので、市としては現在そう思っているということでご報告させていただきます。
C委員	先ほど委員の方からご説明いただいた件についてですが、仰る通り、例えば私のところの事業所で誰か体験したいというときに、当方のスタッフがコーディネーターとして、契約とかコーディネート業務を行っていったら、その期間一定の費用が出るというイメージで考えていけると進めやすいのかなと。間口をできるだけ広げていって利用しやすいことをスタートにしていく方がいいのかということです。 ただそのうえで、当方の事業所で言うと、例えば24時間近く介護が要る方が2週間体験しようというときに、うちだけとか、連携する事業所が24時間2週間の介護を確保できるのかと言われると、正直難しいところがあるし、逆に確保できなければ体験が継続できないという形になってしまうので、補う役割として、例えば委託された管理する人であったり、支援センターの職員が直接介護でフォローするというような仕組みに、せっきやく予算化するのなら、予算を十分積んでいただいて、直接介護も担えるような仕組みを作っていただけないかということが、要望としてあります。
座長	要望ということでいいですか。
G委員	体験して自立していくという流れなんですけど、実は精神障害の場合、体験宿泊というのをやって、その方が徐々に一人暮らしが可能になっていくと

	いう動きを、何年か前から市の方で事業化していただき実施しています。 基本的には、長期に入院している、あるいは長期に在宅でおられる方が多いながら一人で何とかやってみようかと言うように思うまでにはかなりのエネルギーと色々な関わりが必要だろうと思うので、やはり地域の中でそういう方々を支援していく軸になる部分が、例えば1事業所、1事業所がバラバラでやって、それでいいのかと言う部分もあるし、例えば知的の方々の相談支援や基幹相談支援センターのようなところが一定そういう役割も担いながら、地域の現場の人々と連携を取りながらやっていくとか、何らかのシステムみたいなものがないと難しいと感じている。ただこういう話と言うのはこれから仕組みを構築していくものだろうと思うので、方法としてはいろんな方に可能性を与えていくように思ってもらえるという意味では有効かと思われるので、このまま進めていければと思っています。
B委員	体験事業ではなくて緊急時の受け入れについて教えて頂きたいです。前回の自立支援協議会の資料の中でも10か所と協定を結んでいるという話が出ていたと思うので、約1年間その中で実働があったのかという部分、あとこの情報って利用したい方にどういうふうに提供されて開示されているのかというのも教えて頂ければと思います。
事務局	緊急時の受け入れにつきましては、今年度から市内の短期入所事業所10か所と協定を結んでおります。支援がまだ十分行き届いていない方について、そういう緊急の連絡が入った際に協定先に優先的に受け入れしてもらう体制を整えておりますけれども、基本的に市のほうに緊急の話があった時に、普通の支給決定であるとかの支援のスキームで賄い切れない方がおられたときに、市の方から直接依頼する流れにしておりますので、今のところオープンにしているものではありません。自立支援協議会のメンバーの中の相談支援事業所には協定先の一覧にて情報提供していますが、相談支援センターが直に依頼をかけてであるとか、まして当事者本人が直に連絡するという形にはなっていない仕組みになっておりまして、稼働実績はまだございません。
B委員	身近な相談支援センターに相談が入って、そこで決定もできない。結局、支給決定と同じプロセスで市につながないと動かないということですか。そこがどのくらいのスピード感でやっていただけるのかということによって、本当に緊急時というのは違ってくるのかなと思いましたので、できれば幅広い情報提供だったら事業として成り立たないというのは理解できるのですが、やはり本当に緊急の方にとっては円滑な対応が必要で、そのための協定でもあるのかなと思うので是非意見として参考にしていただければと思います。以上です。
座長	ありがとうございます。同じ議論をずいぶん前にした記憶があります。
H委員	自立体験のところの運営についての質問というか、今から細かいところを詰めていくというお話なんですけど、だいたい2週間から1か月程度を想定しているというように思えばいいんですね。それを想定して質問させていただきます。多分自立していこうと思ったらホームヘルパーとかいろいろな

	サービスをどんどん導入していかなければいけないという事態の中で、先ほどの人材不足の話などもありまして、ただ短期間の時にそれだけ入ってくださいねと人材を確保するのも、多分事業所にとってはかなり困難ではないかなと。自分のところに抱えていても、そこに短期間だけ派遣すること自体の難しさというのもあるなと思いつつ、今利用者さんに「こういう体験どう?」という話もさせて頂いている中で、不安一杯なんですね。なので体験で失敗してしまうと多分、次にステップアップしようという気持ちにはならないので、確実にこの様にヘルパーに入ってもらえるから安心なんだよ、という初動はすごく大事だと思っていて、結構そこをしっかりと固めてから始めないと怖いと言う気はしています。また、グループホームに入りながら体験しようと思うと重複の福祉ということで、そこに関しては保障しますよと言っていると思いますが、今1日宿泊するだけでもすごく減算がかかったり、いろいろ整備の部分がちぐはぐなところもあるので、そういったところの細かい整備も今からしていただけたらと思っています。具体的な話になってしまうんですけどよろしくお願いします。
A委員	部分的には答えられないところもあるけど、自立体験が1泊なのか、1週間なのか、2週間なのか、その人がどういうことを望んでいるのかで変わってくるのかと。いきなり体験が済んで即自立となる人もいるとは限らないし、そうじゃなく1泊から始めて少し介護も受けるということから体験したい人もいるかもしれないのでパッケージはそれぞれのケースに応じてと思っています。ただ、グループホームについての先ほどの話は、制度の運用のこともあるので、課題としてまたあげてもらえばと思います。
座長	ありがとうございます。予定の時刻は経過していますがお願いとして、資料3に5つのことが書かれていて、1つのことを話し始めると「でも人材がね」とか、相談の話を始めると地域の体制がと、なんというか堂々巡りで、ロードマップを作るとか、1年前と同じ議論をしていて結局1年どうだったのかというのが見えないのでは、延々とまとめられないのではと考えていて、既に全て行政にお願いするというスタイルじゃないとは思ってしまっていて、皆さんが自立支援協議会のメンバーとして、それぞれの立場で具体的な提案をしながら、とりあえず人材はこれを起爆剤としてやりましょうとか、とりあえずは体験の場として精神の方にはこういう場が必要であるとか、そう言った点も入れ込んで、ならば行政はどの辺りをバックアップするとか、誰に頼むのかわからないけど、じゃないと来年も同じ議論をしていては虚しいなと思いましたので、そこも含めてそれぞれのワーキングで話し合ってもらいたいですし、今日の自立支援協議会で提案させていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。まだ時間を取って意見を言いたいところもあるでしょうが、次の案件に進めさせていただきたいと思います。案件2の7相談支援センターの実績報告についてお願いします。
相談支援センター職員	《資料2説明》
A委員	センターごとにもそれぞれ特徴的なことを言っていたらと思います。

座長	では、各センターから説明をお願いします。
A委員	基幹からの相談がすごく増えている、保健所なり病院なり、そういうのがすごく増えた年だと感じます。色々な機関、専門職の立場も違うので、なかなか意見のすり合わせをどこでするのかというのが時間を要したケースが多かったというのが、当方の相談の印象だと思います。あと電話相談がすごく増えてきているので、特定の方が何回も電話してくることがすごく増えている、それは悪いことではないんですけど、すごく時間がかかっている印象です。
H委員	全体的に新規相談がともかく増えているということと、今まで知的に特化してと言っていたのが地域の方の割合がすごく増えてきたという印象があります。あと触法ケースがすごく増えているので、アフターケアにすごく時間がかかっている印象がございます。以上です。
G委員	はっきり言って数は読めない。相談支援といっても、いろんな事業を持っているところに皆さん分散していっている、色々な人が様々な利用の仕方をしているというのが現状です。特に私は毎日相談を受けている訳じゃないので余計そう感じます。
I委員	この年度のケースは、本当にアフターコロナが象徴されるように一気に動き出す人と、コロナ後遺症じゃないですけど長く動いてなかったのもこれ以上動かない、この二極化された状態かなと感じています。特に動かない方というのは本来支援が必要だろうと感じるに余りある方で、動かないんじゃないかと。そういった方にどうやって支援の手を差し伸べたいのかなと記憶には残るんですけど、なかなか実際の行動につなげにくいので非常に苦慮させられるケースです。
J委員	人数とか相談の内容というのは他のセンターと似たところがあるんですけど、当方で特徴的と感じているのは、SNSの利用やYouTubeの配信をされている方が結構おられまして、いわゆる「炎上してしまってどうしたらいい」とか、就労継続B型でeスポーツや動画作成などを取り入れた事業所がたくさんある中、そういうところに興味を持たれた若い方がおられても、そういうところでは身体障害の方は無理とか、せっかく行きたいのに行けないということがあって、選択肢があるにもかかわらずそういう部分で難しいと思うことがありました。以上です。
座長	ありがとうございました。
C委員	質問ですが、相談支援の実人数が前年度に比べて87名増加した、一方で支援内容・支援方法の件数については前年度に比べて少し減少しているというのは、これは重複が減少したという理解でいいのでしょうか。もう1点は、支援方法について経路とかの割合、当事者からの直接の相談なのか、家族からなのか、あるいは障害福祉サービス事業所からなのか、あるいは保健所とか他機関からの相談なのか、そういった割合が判れば教えてください。最後

	が支援内容に関していくつかカテゴリーがありますが、例えば地域移行とか、あるいは一人暮らし・自立支援に向けた相談件数というのはこの中に一定含まれているんでしょうけれども、今後の支援拠点の議論のデータにもなると思うので、どの程度それがあるのかというのも、次回に向けて是非検討して頂きたいと思います。この3つについてお願いします。
座長	難しい質問ですけれども、わかる範囲で簡単をお願いします。
相談支援センター職員	相談は当事者とか家族、関係機関とかあるんですけど、先ほどお話ししましたように、現在使用しているソフトウェアで、それがどこから来ているかという情報までは出てこないの、調べるには手で全部カウントしないといけなくなり、難しいかと感じます。場合によっては、主にいろんなところに相談して相談が回ってくるケース、支援センター7か所に全部相談して最終的にどこの支援センターにと決めるケースもあったりして、同じ相談が他のセンターにも入っているケースもたくさんあってカウントしにくい。お父さん・お母さん、関係機関もいろんなところに対応してもらえるところを探してという形で動かれているケースもあるので、結構交差している様なケースも多々見られます。ちょっとカウントに関しては、先ほど言われたどれくらいのパーセンテージかというのを調べるのは難しいです。
C委員	相談人数が増加していますが、支援内容・件数が減少している理由を教えてください。
相談支援センター職員	これもまたソフトウェアの問題になりますが、例えば相談内容という事についてチェックする項目がいくつかあって、それがその時・その人の判断でチェックする項目のチェック量によって変わってくるんです。例えば医療と関係するとか、福祉サービスと関係するとか、そういった部分にチェックを入れるとその数が増えてきたりするので、それはソフト上の問題になってくるので、できるだけチェックする項目は3つくらいに抑えようという形ということと、1日何回あっても1カウントで取ろうという形になって集約してくるので、共通という部分で行くとどうしても数が減ることもあるし増えることもあるので、それが何故そうなったかというのは判別しづらいです。
C委員	地域移行とか一人暮らしに関してはどうですか。
相談支援センター職員	地域移行に関しても、事業所によって地域移行というのがいろいろ、例えば精神の方でしたら触法ケースもあって地域の方というケースもありますし、その全体的な把握まではとれていないです。
座長	デジタルの処理が便利なところもあるんですけども、色々そぎ落とされてしまって、どういう経路で来たのかとか、地域移行になるのか丁寧に見て行ければいいかなとは思っています。

相談支援センター職員	入力をした各センターでは、記録を見ればどういようになっただかまでは判るんですけど、全体の記録では出力できなくてそこまではカウントが取れずすみません。
座長	ありがとうございます。では案件3に進めさせていただきます。幹事会及び各部会からの活動報告をお願いします。
A委員	《資料3説明》
座長	次に相談支援部会の報告をお願いします。
J委員	《資料4説明》
座長	次に地域移行部会の報告をお願いします。
H委員	《資料5説明》
座長	次に精神部会の報告をお願いします。
G委員	《資料6説明》
座長	就労支援部会の説明をお願いします。
I委員	《資料7説明》
座長	ありがとうございました。今、幹事会と部会からいろいろなご報告がありましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
C委員	お聞きしますが、一つは相談支援部会について、サービス調整会議の事例検討、3ケースあったということですが、詳しいことは時間が無いと思いますが、どういった事例が簡単に報告いただければというのが1点目。 地域移行部会に関してご存じのように全国展開していた「グループホーム恵」の不正問題の発生を受けて、行き先をどうするかと言う事を含めて影響が出ていますけれども、枚方あるいは近隣でそういった相談とかトラブルとかあるのかどうか、情報があれば教えて頂きたいと思います。 精神部会に関してですが、訪問看護ステーションにも参加してもらってと言う報告があったと思いますが、例えばホームヘルプと訪問看護の方で精神障害者の方への支援の役割分担・連携について、当事業所もそういうケースがありますが、なぜ訪問看護ステーションを呼んだのかということと、何か現状の課題等あれば教えてください。 最後、就労支援部会に関して、メディアでも報道されていると思いますが、今就労継続支援A型の撤退が全国で相次いで解雇となる件が大きな問題になっていると思うのですが、枚方市の現状がどうなのかということと、何か対策があれば教えて頂きたい。以上4点お願いします。

J 委員	療育手帳をお持ちの方のケース、精神の方のケースだったと記憶しています。3つ目の9月27日の市立枚方子ども発達支援センター、7センターとは違うところなんです。今回、特別と言う事でA委員の方からご提案いただきまして、市立枚方子ども発達支援センターの相談員さんに来ていただきまして、お子さんの事例を出していただきました。 11月29日、わらしべさんの事例、兄妹3人とも当事者で、兄妹だけで生活されていらっしゃる方のケースで非常に興味深かったです。手帳をとる部分から入って、非常に複雑に絡み合っていて、誰の支援に中心を当てていくかという難しさも抱えておられました。
A 委員	今回の事例4つとも、その人一人のことをどうするかというより家族共に課題があるとか、いろんな機関が入ったうえで、多重な支援が必要となるケースが特徴的な1年だったなと思います。今回、子ども発達支援センターに来ていただいたのは子どもさんの支援との連携が必要と考えたことで子ども発達支援センター、年度末には新しい機関のまるっこどもセンターさんと意見交換して、連携した形を作ろうということの一つの取り組みとして見て頂きたい。これも家族ケースでしたけど、今年の事例検討はそういうのが特徴的だったと思います。
座長	次に地域移行部会、お願いします。
H 委員	私が把握している中ではないです。
座長	次、精神部会、お願いします。
G 委員	精神障害の方が退院なさって生活していたらほとんど訪問という意味では看護が必要なのが通常なんですね。合併症、糖尿病や高齢になっていろんな病気を持っておられる方が増えて、そういう方に精神の看護だけでは看ることができない。それまでは一般の病院でお願いしていたんだけど、そこに通うことができない状況になっていくんです。そういう方についてどうしようかという話で、訪問看護ステーションを複数やっておられるようなところ、いろんな病気を診てもらえるところをいくつかピックアップして、そこの方に定期的に行ってもらう。精神は精神で別のところをお願いするということで体調のコントロールみたいところで役割分担をお願いしているというケースが結構多いです。やっぱり大きいのは訪問看護が入って、ヘルパーが入ってというのが大きいかなと思います。
座長	連携はどうですか。
G 委員	間にやはりコーディネーターが要る。そこがあって、つないで、何かあればという流れを作っておいてと言う形にはなるんです。
座長	ありがとうございます。最後に就労部会、お願いします。
I 委員	就労継続A型の事業所の話ですけど、私の方で把握しているのは、この春

	に A 型の事業所が 5 月に閉じておられます。もう 1 件は年明けに A 型 20 名を半分にして就労継続 B 型と多機能型にするという話も聞いています。F 委員の方にも早くに利用者さん等から相談もあったと思いますが、我々相談機関としても次の進路につなげてほしい、元の事業所を辞めざるをえなくなって次に移らざるを得なかったということで支援させてもらっているケースも 3 件程度あったかなと記憶しています。就労部会としましては、今枚方に 10 弱の A 型がありますが、コロナ禍になって収益がなくても運営費で工賃の支払いをしてもいいと法律解釈が一時期変わった時期があったと思うんです。それ以降、そのやり方はもうできないと国が示されて、その通りにできているかどうか、我々が関わる中から「ちゃんと収益から払っているんですか」と真正面から聞くわけにもいかないので、そこは行政の役割が必要になってくるんじゃないかと思っています。怪しいところに関してはお勧めできないと思いながら過ごしている状況です。
座長	ありがとうございます。興味深い現状のお話だったかなと思います。最後に時間があれば全体の質問の質問を取りますけど、案件 4 ということで、その他についてお願いします。
事務局	《当日資料説明》
座長	ありがとうございます。これですべての案件が終了しましたが、全体を通じてご質問・ご意見のある方はどうぞ。
D 委員	先ほど B 委員から緊急時の話が出ていて、支給決定と混同した部分があったのかなと思うんです。障害支援区分を持っている方については職権であったり何であったりという方法も使えますし、障害支援区分がない方だったら特例介護給付なり、措置という方法もありますので、その方については何らかの制度で対応させて頂く形です。事業所を公表しない理由というのは、今のところ考えているのは緊急でなくてもオープンにすれば理由を問わず使われるんじゃないかということと、協定を結んでいる施設については 1 日 7,000 円を市の方から出しているところでして、緊急分として 5,000 円の上乗せ、2,000 円については特定日用品に充ててくれということで 7,000 円を上乗せしており、市としては 7,000 円支給しますという制度設計にしているので、今のところ実績がないというのは周知していないことがかかわってないとは言いきれませんが、オープンにする意向はないという事です。
E 委員	資料 2 の相談支援センターの報告、一番最後の「ののはな」の報告の 3 番、課題および今後に向けてというところに「8050 問題の背景に緊急時のショートステイの受け入れが困難であったり、その後続いて今年も相談を通じてこれらの課題があった地域生活支援拠点の整備が急がれる」と、これ支援センターの報告が入っているんですね。ということはミスマッチがあるんだろうなと思うんです。その中身がどうこうと言う事はないんですけど、やっぱりニーズとしては相談支援センターに上がってきていて、制度としてはできているにも関わらず、でも実績がないというところは、一定確認作業であった

	り考える必要があるのかなと読み取れました。
座長	ありがとうございました。
C委員	先ほどのような質問について、私が障害支援課から聞いた情報ですと、年にいくつか緊急相談があるとは聞いていますが、たまたまショートステイにつながっていないだけだと。例えば病院であったりその他の緊急時対応と言うのは一定あると認識しておいていいのでしょうか。4月から12月までに、この緊急時の受け入れについては0件ということですけど、緊急時相談はいくつかあったという理解でよろしいのでしょうか。
座長	うなづいておられるのでそういうことですか。まったく何も動いてないという感じだったので、どうぞ。
事務局	C委員が仰られたように実際の緊急対応はあると言う事です。ただ、こちらの利用じゃなくて他の方法で対応できたというところが実情となります。
座長	C委員にも 確認していただきました。ありがとうございました。 すべての案件が終わりましたので、これで第 17 回枚方市自立支援協議会を終了したいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。